



(号 外)
大蔵省印刷局発行

省

令

○農林水産省令第八十二号

農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)その他の中央省庁等改革関係法律の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、中央省庁等改革のための農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成十二年九月一日

中央省庁等改革のための農林水産省関係省令の整備に関する省令

農林水産大臣 谷 洋一

(植物防疫法施行規則の一部改正)

第十条 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「交付金(第六十一条)」を「雑則(第六十一条・第六十二条)」に改める。

本則中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第八章の章名を次のように改める。

第八章 雑則

本則に次の一条を加える。

(権限の委任)

第六十二条 法第三十二条第三項(法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

附 則
(施行期日)
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。